

長崎県南部海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)新たに南区計第2509～2511号及び1501号を追加する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和5年3月31日付け長崎県告示第256号により公示した内容と変更ないため省略する。

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。  
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点									
			点									
南区計第2509号	長崎県雲仙市南串山町児島地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市南串山町児島北消波堤東端標識 (北緯32度41分19秒, 東経130度8分24秒) 2 同市同町児島北消波堤標識(1から西方消波堤沿いに122メートルのところ) (北緯32度41分19秒, 東経130度8分19秒) 3 同市同町児島南消波堤西端標識 (北緯32度41分14秒, 東経130度8分12秒)	イ 1から90度200メートルのところ (北緯32度41分19秒, 東経130度8分32秒) ロ 1から149度400メートルのところ (北緯32度41分7秒, 東経130度8分32秒) ハ 3から176度390メートルのところ (北緯32度41分2秒, 東経130度8分13秒) ニ 3から200度330メートルのところ (北緯32度41分4秒, 東経130度8分7秒) ホ 3から259度110メートルのところ (北緯32度41分14秒, 東経130度8分8秒) ヘ 3から114度30分50メートルのところ (北緯32度41分14秒, 東経130度8分13秒) ト 3から114度30分120メートルのところ (北緯32度41分13秒, 東経130度8分16秒) チ 1から222度30分230メートルのところ (北緯32度41分13秒, 東経130度8分18秒) リ 1から230度180メートルのところ (北緯32度41分15秒, 東経130度8分19秒) ヌ 1から248度30分170メートルのところ (北緯32度41分17秒, 東経130度8分18秒) ル 2から185度20メートルのところ (北緯32度41分18秒, 東経130度8分19秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市南串山町	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南区計第2510号	長崎県諫早市有喜町新波止地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市有喜町有喜漁港防波堤標識A (北緯32度47分32秒, 東経130度5分11秒) 2 同市同町有喜漁港防波堤標識B (北緯32度47分35秒, 東経130度5分14秒)	イ 1から314度10メートルのところ (北緯32度47分33秒, 東経130度5分11秒) ロ 1から314度20メートルのところ (北緯32度47分33秒, 東経130度5分11秒) ハ 2から314度20メートルのところ (北緯32度47分35秒, 東経130度5分13秒) ニ 2から314度10メートルのところ (北緯32度47分35秒, 東経130度5分14秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和6年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	-		新規	
南区計第2511号	長崎県長崎市春日町立石地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市春日町おれじの濱岩標識 (北緯32度44分46秒, 東経129度57分19秒) 2 同市同町おれじの濱海岸標識 (北緯32度44分42秒, 東経129度57分19秒)	イ 1から62度128メートルのところ (北緯32度44分48秒, 東経129度57分23秒) ロ 1から62度178メートルのところ (北緯32度44分49秒, 東経129度57分25秒) ハ 2から62度250メートルのところ (北緯32度44分46秒, 東経129度57分27秒) ニ 2から62度200メートルのところ (北緯32度44分45秒, 東経129度57分25秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和6年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市網場町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南区計 第1501 号	長崎県 西海市 西海町 横瀬郷 縫ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 西海市西海町横瀬郷縫ノ浦海岸標識A (北緯33度5分38秒, 東経129度41分28秒) 2 同市同町同郷縫ノ浦海岸標識B (北緯33度5分28秒, 東経129度41分41秒)	イ 1から45度25メートルのところ (北緯33度5分38秒, 東経129度41分29秒) ロ 1から45度50メートルのところ (北緯33度5分39秒, 東経129度41分29秒) ハ 2から45度50メートルのところ (北緯33度5分29秒, 東経129度41分42秒) ニ 2から45度25メートルのところ (北緯33度5分29秒, 東経129度41分42秒)	第1種 魚類小割式養 殖業(くろまぐ ろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの 各点に夜間標 識灯を設置し なければなら ない。	新規	

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和5年3月31日付け長崎県告示第256号により公示した内容と変更ないため省略する。